

第4章

「第3次系満市子ども の読書活動推進計画」 の達成状況

第4章「第3次糸満市子どもの読書活動推進計画」の達成状況

1.「第3次糸満市子どもの読書活動推進計画」の達成状況

(1)第3次計画の指標の達成状況

第3次計画期間においては、令和6年度を目標として、下記のとおり活動指標を設定しました。進捗状況については、以下のとおりとなります。

評価基準

【A】計画どおり、または計画を上回って達成	100%～
【B】計画どおりではないが、概ね達成	75%～
【C】一部達成	50%～
【D】未実施	

分類	指標	主体(主管課)	H31	目標(R6)	評価(R5)		
乳幼児・小中学生に共通して行う取組	1 乳幼児から小中学生のいる施設(教育・保育施設、小中学校等)を対象とした図書整備への財源確保の検討	生涯学習課	未検討	検討	D	未検討	教育委員会では小中学校の学校図書館の充実に向け、地方交付税交付金措置がされているが、教育・保育施設の財源確保については困難である。
	2 小中学校や保育・教育施設等へ提供するための「図書選定基準」「図書廃棄基準」の策定	生涯学習課 中央図書館 学校教育課	未策定	策定	B	策定	小中学校においては、学校教育課が作成の「学校図書館図書資料廃棄(除籍)事務取扱基準」、また図書館司書研修会においてマニュアル作成を行い、図書選定や廃棄を行っている。記載内容については現状に合わせて適宜修正をしていく。
	3 読み聞かせボランティア育成のための勉強会	生涯学習課	年3回実施	年3回実施	A	年4回実施	読み聞かせ勉強会やブックスタート推進員養成講座を、R3(2回)、R4(4回)、R5(4回)実施。学校図書館司書研修会においても勉強会を実施し、学校の読み聞かせ活動において、社会教育指導員等の派遣が検討できることも周知した。
	4 読み聞かせや読書の大切さを説明するリーフレット配布	生涯学習課 中央図書館 学校教育課	未配布	配布	A	配布	第3次糸満市子どもの読書活動推進計画概要版を生涯学習課窓口に設置、ブックスタートや絵本のひろば等においても配布。中央図書館においても、リーフレットをカウンター等に設置し配布を行った。
	5 毎月第3日曜日に「ファミリー読書 ¹ 」のPR	生涯学習課 中央図書館	未実施	毎月実施	A	毎月実施	中央図書館や教育委員会に「ファミリー読書」ののぼりを設置し、周知を図った。

分類	指標	主体(主管課)	H31	目標(R6)	評価(R5)	
乳幼児・小中学生に共通して行う取組	6 子ども向け移動図書館の整備の検討	中央図書館 生涯学習課	未検討	検討	B	検討 現在、学校(9)や、児童センター(1)をステーションとして巡回。巡回時に、予め児童図書を積替えて対応。現行車両と子ども向け移動図書館の2車両体制は人的・費用面から困難。
	7 小中学校や教育・保育施設等への移動図書館の巡回の拡充の検討	中央図書館	未検討	検討	B	検討 現在、学校(9)や、児童センター(1)をステーションとして巡回。市内25ステーションを巡回し、現在の体制では拡充は困難。利用率の低いステーション見直しの際に、学校や教育・保育施設等への巡回を検討。
	8 障がいのある子どもに対するサービスとして、アクセシブルな書籍等 ² の整備と提供及び宅配、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等	中央図書館	実施	実施	B	実施 子ども向けの点字図書をはじめ、LLブック等を収集。また、読み上げ機能をもつ電子書籍を導入し、カウンターで筆談用ボードや指差しボードを配置した。身体に障がいをもつ利用者向けに宅配サービスを実施した。
	9 電子書籍の導入	中央図書館	検討	導入	A	導入 令和4年3月導入(R3年169件/R4年1408件/R5年963件)。利用回数・年数制限があるコンテンツが多く、選書に制限がある。
	10 子どもやその保護者、読み聞かせボランティアを対象とした読書活動に関する取組の実施	中央図書館 生涯学習課	毎月実施	毎月実施	A	毎月実施 定例おはなし会、赤ちゃんおはなし会、子どもげきじょう、平和祈念読み聞かせ会、絵本のひろば等、子どもやその保護者が本に親しむイベントを実施した。
	11 子どもの発達段階に応じたブックリストや図書館だよりなどを、小中学校や教育・保育施設等に配布	中央図書館	配布	配布	A	配布 年齢別ブックリストを作成し、ブックスタートで配布した。また、図書館だよりも、市内小中学校や教育・保育施設等に配布を行った。
	12 SNSやインターネットなどを活用した情報発信	中央図書館	月2回実施	月2回実施	A	月2回以上実施 おはなし会をはじめ各種イベント情報を月2回以上発信した。

分類	指標	主体 (主管課)	H31	目標 (R6)	評価 (R5)		
乳幼児 に対して 行う取組	13 ブックスタート事業 を拡充	生涯学習課	1事業 (ブック スタート)	2事業 (ブック スタート、セカ ンド ブック)	A	1事業 (ブックス タート)	セカンドブック準備委員会を設置。推進 員の協力を得て、1歳6か月児健康診査、 3歳児健康診査において読み聞かせの実 践を行い対象児(1歳6か月児健康診査 にて実施)や絵本の選定をし、予算要求 に繋げることができた。セカンドブック実 施に向け、推進員養成講座も開催した。
	14 教育・保育施設等へ の読み聞かせボラン ティア派遣の検討	生涯学習課 中央図書館	未検討	検討	A	実施	中央図書館館長や社会教育指導員が小 学校で読み聞かせを実施した。また、中 央図書館窓口業務委託先スタッフが中学 校でブックトークを行った。中央図書館と しては児童書及び読み聞かせに関する資 料の収集を行い、読み聞かせ活動に活用 できるよう執り行った。
	15 「赤ちゃんタイム ³ 」 の実施	中央図書館	未実施	実施	C	未実施	「赤ちゃんタイム」内規の作成を行い、委 託先と実施に向け調整した。
	16 保護者に対し、子ど もへの読み聞かせ の重要性を伝える 取組を行うよう努め る	教育・保育 施設 子育て支援 施設	7施設	8施設	A	5施設	絵本だよりの発行や絵本の貸出しを行 い、個人面談においても取り組みを行っ た。図書館だよりの館長だよりを掲示す ることで、図書館を身近に感じてもらう ようになった。また、職員への読み聞かせ 研修も行った。 ※R6現在、公立5施設の為、5施設を対 象とした。
	17 保護者へ絵本の貸 出を行うように努め る	教育・保育 施設 子育て支援 施設	7施設	8施設	A	4施設	保護者向けに「おやすみ絵本」の貸出など を実施。園児の絵本貸出日に合わせて保 護者向け貸出を検討している施設もある。 ※R6現在、公立5施設の為、5施設を対 象とした。
小中学生 に対して 行う取組	18 「平日の読書時間 30分以上」の目標 を定める学校数	小中学校	0校	16校	C	1校	「時間の確保が難しい」「生徒の自主性に 任せている」の意見が多い中、目標として 定めていないが、隙間時間を利用して読 書を推奨している学校もある。学校目標 定めることを推奨しつつ、学校に限らず、 「家庭」でも読む時間を持つことを推奨す る。
	19 朝の一斉読書(読み 聞かせを含む)を行 う学校数	小中学校	16校	16校	B	12校	昼の時間の活用を検討している学校もあ る。一斉読書(朝の読書など)や授業等で 読書を推進するなど、学校生活全体を通 じて読書活動の充実を推奨したい。
	20 「1週間に1冊以上は 本を読む」の目標を 定める学校数	小中学校	0校	16校	B	10校	「1週間に1冊以上」ではなく、「年間目標 冊数」を定めている学校が多い。ある学 校からの報告で「年間目標冊数が40冊 のため、学校が35週として換算すると1 冊以上となる」の回答があったこともあ り、年間目標冊数も実績とした。
	21 「学校図書館図書標 準」を達成する学校 数	小中学校 学校教育課	12校	16校	A	14校	ただし、冊数としてはみだしているが、内 容については疑問がある。

分類	指標	主体 (主管課)	H31	目標 (R6)	評価 (R5)		
小中学生 に対して 行う 取組	22 「児童生徒が読書を楽しむのに十分な本がそろっていると思う」と答えた学校数	小中学校 学校教育課	9校 (大度 分校含 む)	18校 (大度 分校含 む)	C	6校(大度 分校含む)	市の予算では調べ学習に役立つ図書の購入が中心となるが、読書を楽しむにはPTAからの徴収で補っている。
	23 「児童生徒が授業で活用できる本や資料などが十分にそろっていると思う」と答えた学校数	小中学校 学校教育課	7校 (大度 分校含 む)	18校 (大度 分校含 む)	C	4校(大度 分校含む)	「学校図書館図書標準」は達成しているが、授業として活用できる内容としてはおいついていない。
	24 学校図書館間の相互貸借を検討	小中学校 学校教育課	未検討	検討	D	未検討	必要な時に互いに連絡をして貸借をしている学校は数校あるが、システムを構築しての貸借は体制ができていない状況。学校間の相互貸借のシステム構築には予算的にも即実施は難しい。
	25 司書資格を持つ学校司書の配置	教育総務課	12人	16人	C	9人	広報誌及びホームページにて募集を行い、市内小中学校へ図書館司書を配置。司書の資質を高めるために、市内学校図書館司書研修や南部地区司書研修を定期的に行っている。
	26 学校図書館と中央図書館の合同研修会等を実施	小中学校 中央図書館	未実施	実施	B	未実施	R4(1回)、R5(未実施)。
	27 読み聞かせボランティアによる学校での読み聞かせの実施を促す	生涯学習課	16校 (大度 分校含 む)	18校 (大度 分校含 む)	B	12校(大 度分校含 む)	減少しているが、毎週実施や年に数回など学校によっては様々である。ボランティア不足など課題はあるが、学校において保護者対象とした読み聞かせ勉強会などを開催するなど、読書の必要性について理解を深める取り組みを促し、推奨していく。

¹沖縄県では毎月第3日曜日を「家庭の日」としており、「家族読書の時間」「ノーテレビ・ノーゲームの時間」を設けて家庭で読書に親しむ「ファミリー読書」を推進しています。

²読書バリアフリー法第2条第2項において、「視覚障害者等が利用しやすい書籍」(以下「アクセシブルな書籍」という。)とは、「点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することが出来る書籍」と定義されており、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等があります。また、読書バリアフリー法第2条第3項において、「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」(以下「アクセシブルな電子書籍等」という。)とは、「電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録…(略)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義されており、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等があります。視覚障害者等による、これらのアクセシブルな書籍およびアクセシブルな電子書籍等を合わせて「アクセシブルな書籍等」とします。

³赤ちゃんなど小さいお子さん連れの利用者が気兼ねなく図書館を利用できるように、主に平日の2時間程度、「赤ちゃんタイム」を設けている事例があります。「赤ちゃんタイム」を設けることで、赤ちゃんが泣いたり、幼児がおしゃべりしていても、周りに気を遣う必要がなくなります。

第5章

「第4次系満市子ども の読書活動推進計画」 の取組

第5章 「第4次糸満市子どもの読書活動推進計画」の取組

1. 子どもの読書活動の推進方策

(1) 発達段階に応じた取組

「第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画」の子どもの読書に関する発達段階と読書の姿に、本市の具体的な事業をとりまとめてみました。

読書に関する発達段階と読書の姿(※引用先の文言を一部改変)

発達段階 読書の姿	乳幼児期	学童期 小学校低学年	学童期 小学校中学年	学童期 小学校高学年	青年前期 中学校
	楽しむ読書	親しむ読書			活かす読書
読書の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。 ・絵本や物語などに親しみ、興味をもつて聞き、想像をする楽しさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書に親しみ、いろいろな本があることを知る。 ・言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。 ・読み聞かせに親しんだり、文字を拾い読みしたりして、いろいろな絵本¹や図鑑などに興味をもつ。 ・絵本の挿絵などを手掛かりに、内容を大まかに把握し、応答する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付く。 ・身近な生活や実社会との関わりを考慮するための読書の意義と効用について理解を深める。 ・言葉がもつよさに気付くとともに、幅広く読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。 ・幅広く読書に親しみ²、本にはいろいろな種類があることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝記を読み、自分の生き方について考える。 ・読書の楽しさや有効性を実感しながら、日常生活の主体的・継続的に読書を行う。 ・日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げることに関与することに気付く。 ・言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語の大切さを自覚して思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書が、知識や情報を得たり、自分の考えを広げたりすることに役立つことを理解する。 ・本や文章などには、様々な立場や考え方が書かれていることを知り、自分の考えを広げたり深めたりする読書に生かす。 ・自分の生き方や社会との関わり方を支える読書の意義と効用について理解する。 ・幅広く読書に親しみ、本にはいろいろな種類があることを知る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・読むことを学習する心身の準備が成熟する。 ・お話を聞きたがる。 ・絵本を見てそら読みをする。 ・文字を覚え始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・つかえながら一字ずつ拾って音読をする。分からない文字を聞く。平坦な読み物ならば、独立して読む。新語が推測できる。読み返さずとも考えながら読める。読書の習慣が養われる。 ・本を読みたがる。拾い読みをしながら読む。やさしいものならひとりで読める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書の基礎的な技術が一定の成熟度に達する。黙読ができる。 ・自発的にさかんに読む。 ・情報を図書に求め、問題を解決する。 ・文がなめらかに読め、長い文章でも読みとおせる。 ・科学の芽を育てる「図鑑」や自然や社会の真実を手引きする本にも興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いっそう多読になる。 ・目的により多様な読み方を使い分ける。 ・読書活動ももっとも旺盛なときで、読み物の興味も多方向に分化する。 ・行動の障壁を勇気を持って突破する「冒険物語」、知的な洞察をもって問題を解決する「推理物語」、また「感傷物語」に興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書技能が成熟し、多読や目的に応じた読書により、読んだものへの批判などができる時期。 ・必要に応ずる図書を選択でき、思考し、評価し、比較し、統一する。 ・科学ものは、興味によって分化し始める。 ・現実の問題として「進路指導」関係の文献にも興味を持つ。
糸満市	赤ちゃんタイム 赤ちゃんおはなしかい(びよびよ0歳、よちよち1歳) 定例おはなし会 子どもげきじょう 絵本のひろば ブックスタート セカンドブック	定例おはなし会 子どもげきじょう 絵本のひろば 読書標語 平和祈念読み聞かせ会	子どもげきじょう 絵本のひろば 読書標語 平和祈念読み聞かせ会	子どもげきじょう 絵本のひろば 読書標語 平和祈念読み聞かせ会	子どもげきじょう 絵本のひろば 読書標語 平和祈念読み聞かせ会 YAポップコンテスト

¹絵本以外に、紙芝居やペーパーサート、写真やビデオなどの映像教材などが含まれる。

²多様な本や文章があることを知り、読書する本や文章の種類、分野、活用の仕方など自分の読書の幅を広げていくこと。

※上段に保育要領、学習指導要領、中段に阪本の読書発達段階をまとめた(沖縄県第五次子どもの読書活動推進計画)。

※下段に糸満市の取組を記載

(2)乳幼児・小中学生に対して行う取組

国の計画「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の計画「第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感で拓く多様な読書～」で示された方針を基本としつつ、本市の取組を実施していきます。

・家庭

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。家庭で読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりする等、子どもが読書に親しむきっかけを作り、また、保護者自身も本に親しみ、読書の重要性を理解した上で、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが大切です。

・教育・保育施設

また、教育・保育施設では、乳幼児期に読み聞かせの楽しさを知ることができるように、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。あわせて、保護者に対し、読み聞かせの大切さ等を普及することが求められています。乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めることも大切です。中央図書館の団体貸出を利用する等、全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努めることも求められています。

・小中学校

子どもの読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本の素晴らしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することができます。学校図書館の運営は、学校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めることが望ましいです。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、すべての教職員、学校司書、地域のボランティアが連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。

多くの子どもが長い時間を過ごす学校等の役割は重要性を増しており、日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならずすべての教職員が連携し、学校全体で児童生徒

の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努めます。

小中学校においては、すべての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備します。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められています。

・学校図書館

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を有するとされています。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン³」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要です。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努める等、多様な背景を持つ児童生徒に読書や学習の場の提供に努めることが大切です。

加えて、蔵書の貸出しの促進、子どもに本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要です。全校一斉の読書活動等は、本を読む習慣のない子どもが本を手取るきっかけとなり、不読率の改善に繋がる可能性があるとしており、学校において読書の機会が確保されることは、子どもの読書習慣の形成を促すうえで重要とされています。

・中央図書館

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書に相談したりすることができる場所です。図書館は子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、展示会等を実施

³ 詳細は以下の URL からご覧ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm)

するほか、読み聞かせボランティア団体の支援や活動の機会の提供等、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たすとされています。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められています。

・児童センターや放課後児童クラブ等

児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室等においては、放課後及び土曜日における子どもたちの居場所となっている現状を踏まえ、読書活動を引き続き推進することが望まれます。

・学校・家庭・地域の連携・協力

沖縄県が実施した読書実態調査の結果から幼少期に家庭や地域で読書経験があり、読書を通して共感体験をした子どもほど、その後読書に肯定的な態度をとるようになります。そのため、就学時前の豊かな読書経験をすることが重要となり、子どもたちが主体的に読書活動に取り組むためには、幼少期と同様に学校・家庭・地域が連携・協力して環境を整えることが重要です。

きみの夢中で読む顔が、見たいんだ。



要事前申込

お父さんのための 読み聞かせ講座

8月22日(木) 18:00~19:00
糸満市役所5階 職員厚生室(昼間)

申込フォーム



Dear Father,

お子さんに、絵本、読んでいますか。

「どうやって読めばいいのかわからない…」

「子どもが集中しない…」

「下手だからママに任せがち…」

お父さんの悩みを、解決できるかはわかりません。

でもおしゃべりしているうちに、

きっと何か気づけるかも。

お子さん、お母さんを連れての参加は自由です。

お父さんおひとりでもOK。

一緒に読み聞かせのこと、考えてみませんか。

お父さんのための読み聞かせ講座(令和6年度実施)

(3)今後の取組項目

- ① 乳幼児と保護者に絵本を開く楽しい体験と合わせて、家庭における読書習慣を定着する施策として、ブックスタートやセカンドブック事業の充実を図ります。

【生涯学習課】

《活動指標》

・ブックスタート参加率

R5年度（現状値）	R11年度
91.7%	100%

・セカンドブック参加率

R5年度（現状値）	R11年度
—	100%

- ② 赤ちゃん等小さいお子さん連れの利用者が気兼ねなく図書館を利用できるように、「赤ちゃんタイム」を実施します。 【中央図書館】

- ③ 発達段階に応じた絵本を読み聞かせをする等、指導計画に位置づけるように努めます。 【教育・保育施設、保育こども園課】

- ④ 子どもの発達段階に応じた本を豊富に揃えるよう努めます。 【中央図書館】

- ⑤ 読み聞かせや読書の大切さを説明するリーフレットや図書館だより等を教育・保育施設や小中学校等に配布します。

【生涯学習課、中央図書館、学校教育課、保育こども園課、こども未来課】

- ⑥ 子どもやその保護者、読み聞かせボランティアを対象とした読書活動に関する取組を実施します（絵本のひろば/平和祈念読み聞かせ会/おはなし会/講演会等）。

【中央図書館、生涯学習課】

《活動指標》

R5年度（現状値）	R11年度
毎月実施	毎月実施

- ⑦ 子どもが絵本や物語に触れる場や機会が多様になるように努めます。

【教育・保育施設（保育こども園課）、子育て支援施設・児童センター・放課後児童クラブ（こども未来課）、小中学校】

- ⑧ 施設職員や保護者、地域住民等による読み聞かせ等を定期的に行うように努めます。

【教育・保育施設（保育こども園課）、子育て支援施設・児童センター・放課後児童クラブ（こども未来課）、放課後子ども教室（生涯学習課）】

- ⑨ 教育・保育施設や学校等での読み聞かせボランティア協力を促します。また、施設等において、保護者等と連携するよう促していきます。

【生涯学習課、中央図書館】

- ⑩ 保護者に対し、日常における子どもへの読み聞かせや子どもの読書活動の重要性を伝える取組を行うように努めます（絵本だよりや学校だよりの配布や掲示/個人面談時に伝える/研修会等/学校の読書活動の紹介/保護者の読み聞かせボランティア参加募集/家庭における読書活動を促す等）。

【教育・保育施設（保育こども園課）、子育て支援施設・児童センター・放課後児童クラブ（こども未来課）、小中学校】

- ⑪ 絵本を家庭に持ち帰ることにより、子どもの絵本への興味を広げたり、家庭での読み聞かせの習慣化に繋がることから、保護者へ絵本の貸出を行うように努めます。

【教育・保育施設（保育こども園課）、子育て支援施設・児童センター（こども未来課）】

- ⑫ 読み聞かせボランティア等育成のための勉強会を実施します。【生涯学習課】

《活動指標》

R5年度（現状値）	R11年度
年4回実施	年4回実施

- ⑬ 「ファミリー読書⁴（毎月第3日曜日）」、「子ども読書の日（4月23日）」、「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」、「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」において各地域・学校でそれぞれの趣旨にもとづき、子どもの読書活動への関心を深める取組を実施、又は奨励します。 【生涯学習課、中央図書館、学校教育課、小中学校】

- ⑭ 子どもが読書に興味をもつような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携において特色ある優れた実践を行っている学校・図書館・団体・個人に対して、国や県の表彰制度へ推薦することで、その取組を奨励するように努めます。 【生涯学習課】

⁴ p46 注釈1参照。

- ⑮ 小中学校や教育・保育施設等への移動図書館くろしお号の巡回、及び効果的なステーションの選定を行っていきます。 【中央図書館】
- ⑯ 障害のある子どもに対するサービスとして、アクセシブルな書籍等⁵の整備と提供及び宅配、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等を行います。 【中央図書館】
- ⑰ 電子書籍の充実と利用促進を図ります。 【中央図書館】
- ⑱ 子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、スマートフォンやタブレット端末等を使用した電子書籍の利用の促進を促します。併せて、学校図書館や中央図書館のDXに対応したインフラ整備を進めるよう努めます。
【学校教育課、教育総務課、中央図書館、小中学校】
- ⑲ 読書を広げる取り組みについて、SNS やインターネット、メーリングリスト等を活用し、情報発信を行います。【中央図書館、生涯学習課】

《活動指標》

R5年度（現状値）	R11年度
月2回以上実施	月2回以上実施

- ⑳ 一斉読書（朝の読書、読み聞かせ等）や授業等で読書を推進する等、学校生活全体を通して読書活動の充実を図ります。 【小中学校、学校教育課】

《活動指標》

- ・「平日の読書時間 30 分以上」の目標を定める学校数

R5年度（現状値）	R11年度
1 校/16 校	18 校/18 校 ⁶

- ・一斉読書を行う学校数

R5年度（現状値）	R11年度
12 校/16 校	18 校/18 校

- ・「1 週間に 1 冊以上は本を読む」の目標を定める学校数

R5年度（現状値）	R11年度
10 校/16 校	18 校/18 校

⁵ p46 注釈²参照。

⁶ 母数 18 校は、大度分校 2 校を含んだ数値。

- ⑲ 各教科の授業内容に応じた関連図書を紹介したり、学校行事の企画準備に図書館資料を活用する等、学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動を展開することで、読書の質の向上を図ります。 【小中学校】
- ⑳ 学校において多様な子どもたちが豊かな読書活動を体験できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じたアクセシブルな書籍等の整備を中央図書館と連携して行うとともに、学習指導要領等にもとづき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進します。 【小中学校、学校教育課、中央図書館】
- ㉑ 児童生徒の知的活動を喚起し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料⁷を整備・充実させます。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒が健全に知識を深められるような資料構成と十分な資料規模を備えます。 【小中学校、学校教育課】

《活動指標》

・「学校図書館図書標準」を達成する学校数

R5年度（現状値）	R11年度
14校/16校	16校/16校

・「児童生徒が読書を楽しむのに十分な本がそろっていると思う」と答えた学校数

R5年度（現状値）	R11年度
6校/18校	18校/18校

・「児童生徒が授業で活用できる本や資料などが十分にそろっていると思う」と答えた学校数

R5年度（現状値）	R11年度
4校/18校	18校/18校

- ㉒ 学校図書館間の相互貸借を検討します。 【小中学校、学校教育課】
- ㉓ 乳幼児から小中学生のいる施設（教育・保育施設、小中学校等）を対象とした図書整備への財源確保に努めます。【学校教育課、保育こども園課、こども未来課】
- ㉔ 新たな図書館を整備する際には、企画部署や子育て施策・福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子どもとその親をはじめ、全ての市民に利用しやすい図書館の整備を検討します。 【中央図書館】

⁷ 学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいいます。

- ⑳ 学校の新增築を行う際には、国庫補助を活用し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能が果たせるような十分な広さのある学校図書館の整備を行うように努めます。 【教育総務課】
- ㉑ 学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を果たすためのインターネット環境や機器等の整備を行うように努めます。
【学校教育課、教育総務課】
- ㉒ 学校図書館と中央図書館の合同研修会等を実施します。
【学校教育課、小中学校、中央図書館】
- ㉓ 司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、12学級以上の学校については確実に司書教諭の配置⁸を行った上で、司書教諭が学校図書館に係る業務に従事する時間を確保するよう努めます。 【小中学校、学校教育課、教育総務課】
- ㉔ 学校司書は学校図書館の職務に従事する職員であり、司書教諭と連携しながら多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図る重要な役割を担うことから専門性の確保が必要であり、有資格者の配置に努めます。

【教育総務課】

≪活動指標≫

・司書資格を持つ学校司書の配置

R5年度（現状値）	R11年度
9校/16校	16校/16校

⁸ 学校図書館法第5条及び附則第2項の規定にもとづく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされています。

資料編

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日
法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日

法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようになるため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵かん養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年6月28日

法律第49号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。
(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者との連携の強化
(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電

磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

糸満市子どもの読書活動推進委員会設置要綱

令和4年6月24日
教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）の規定に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、糸満市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、糸満市における子どもの読書活動に関する次の事務を所掌する。

- (1) 糸満市子どもの読書活動推進計画（案）を策定し、教育長へ提出すること。
- (2) 推進方策及び関係団体との連携・協力のあり方について研究又は協議すること。
- (3) 市民への広報及び啓発について協議すること。
- (4) 糸満市子どもの読書活動推進計画について検証及び評価すること。
- (5) その他子どもの読書活動推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 糸満市立小学校長代表
- (2) 糸満市立中学校長代表
- (3) 糸満市内こども園長代表
- (4) 糸満市教育委員代表
- (5) 糸満市社会教育委員代表
- (6) 糸満市立中央図書館協議会委員代表
- (7) 糸満市教育委員会教育部長
- (8) 糸満市教育委員会教育指導監
- (9) 糸満市立中央図書館長
- (10) 糸満市役所こども未来部長
- (11) その他教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日からその日が属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 委員長は、必要と認めるときは会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及びその部会長は、委員会の中から委員長が指名する。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて、広く意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、糸満市教育委員会生涯学習課に置く。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

糸満市子どもの読書活動推進員名簿

(委嘱期間：令和6年7月26日～令和7年3月31日)

No.	氏 名	所 属	備 考
1	宮 里 一 樹	糸満市教育委員会 教育部長	委 員 長
2	金 城 毅	糸満市立中央図書館 館長	副委員長
3	山 田 浩 也	糸満市立兼城小学校 校長	
4	親 泊 正 幸	糸満市立高嶺中学校 校長	
5	仲 宗 根 愛 利	糸満市立喜屋武こども園 園長	
6	長 嶺 美 香	糸満市教育委員	
7	大 城 英 孝	糸満市社会教育員	
8	城 野 里 江	糸満市立中央図書館協議会委員	
9	伊 敷 尚 也	糸満市教育委員会 教育指導監	
10	真栄田由美子	糸満市役所 こども未来部長	

【事務局】

No.	氏 名	所 属	備 考
1	大 城 尚 之	糸満市教育委員会生涯学習課 課長	
2	山 城 美 香	糸満市教育委員会生涯学習課 主幹兼係長	
3	古 堅 千 明	糸満市教育委員会生涯学習課 生涯学習係	
4	大 城 美 奈 子	糸満市立中央図書館 副館長	
5	山 城 聖 子	糸満市立中央図書館 管理係	

第4次糸満市子どもの読書活動推進計画
令和7年4月

発行 糸満市教育委員会
編集 教育部生涯学習課
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
TEL:098-840-8163 FAX:098-840-8161